

令和5年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

新宮市監査委員

# 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年6月5日から令和6年8月8日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係課が所管する書類と照合点検し、内容を検討するとともに比率の算定過程に誤りがないかなどについて審査を行った。

## 第4 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づき、いずれも適正に作成されているものと認めた。各比率については、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	—	—	11.8	—
令和4年度	—	—	12.5	—
令和3年度	—	—	13.3	15.8
早期健全化基準	13.35	18.35	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 「—」は赤字が生じていないことを示す。

資金不足比率の状況

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
と畜場特別会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	
水道事業会計	—	
病院事業会計	—	

(注) 「—」は資金不足比率が生じていないことを示す。

## 第5 審査の概要

### 1 健全化判断比率について

令和5年度決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準未満である。各比率の状況は、次のとおりである。

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等に区分される会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。実質赤字比率及び各会計の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

#### 実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額		増 減
		令和5年度	令和4年度	
一 般 会 計 等	一般会計	1,205,397	1,450,662	△ 245,265
	属一般会計等に計 住宅資金貸付事業特別会計	90,347	58,291	32,056
	土地取得特別会計	27,833	27,874	△ 41
	蜂伏団地共同污水处理施設事業特別会計	2,049	1,374	675
合 計		1,325,626	1,538,201	△ 212,575
実質赤字額 ①		△ 1,325,626	△ 1,538,201	212,575
標準財政規模 ②		9,887,152	9,824,033	63,119
実質赤字比率 ①/②		— ( △ 13.40 )	— ( △ 15.65 )	— ( 2.25 )

(注) ( ) 内の数値は、合計実質収支額の黒字を負数で表示した場合の比率である。

一般会計等に区分される会計は、一般会計、住宅資金貸付事業特別会計、土地取得特別会計、蜂伏団地共同污水处理施設事業特別会計である。これら4会計の実質収支額の合計は13億2,562万6千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

実質収支の合計額は、前年度と比べ2億1,257万5千円黒字が減少しており、黒字の標準財政規模に対する比率は2.25ポイント減少(悪化)している。これは主に一般会計において2億4,526万5千円赤字が増加したことによるものである。

また、健全化判断比率の算定において、各比率の分母の基礎となる標準財政規模については、標準税収入額等41億6,055万7千円、普通交付税額56億7,336万8千円及び臨時財政対策債発行可能額5,322万7千円の合計98億8,715万2千円で、前年度と比べ6,311万9千円増加している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、本市の財政全体の健全度を示すものである。連結実質赤字比率及び各会計等の実質収支（資金不足・剰余）額の状況は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

会計名等		実質収支額 資金不足（剰余）額		増減	
		令和5年度	令和4年度		
一般会計等		1,325,626	1,538,201	△ 212,575	
公 営 事 業	国民健康保険特別会計（事業勘定）	27,643	34,586	△ 6,943	
	国民健康保険特別会計（直診勘定）	554	501	53	
	介護保険特別会計	89,959	107,945	△ 17,986	
	後期高齢者医療特別会計	15,566	13,897	1,669	
	駐車場事業特別会計	2,730	1,804	926	
業 会 計	公 営 企 業 会 計 法 適 用	病院事業会計	2,391,598	2,611,083	△ 219,485
		水道事業会計	804,692	815,137	△ 10,445
		簡易水道事業会計	15,085	11,141	3,944
	法 非 適 用	と畜場特別会計	0	0	0
合計		4,673,453	5,134,295	△ 460,842	
連結実質赤字額 ①		△ 4,673,453	△ 5,134,295	460,842	
標準財政規模 ②		9,887,152	9,824,033	63,119	
連結実質赤字比率 ①/②		— ( △ 47.26 )	— ( △ 52.26 )	— ( 5.00 )	

(注) 一般会計等に区分される各会計の実質収支額の状況は、前述の1 - (1) 実質赤字比率のとおりである。

(注) ( ) 内の数値は、合計実質収支（資金不足・剰余）額の黒字を負数で表示した場合の比率である。

各会計等の実質収支（資金不足・剰余）額の状況は、主には病院事業会計で2億1,948万5千円、一般会計等で2億1,257万5千円、介護保険特別会計で1,798万6千円、水道事業会計で1,044万5千円黒字が減少、また、簡易水道事業会計で394万4千円、後期高齢者医療特別会計で166万9千円の増加があった。結果、すべての会計の実質収支（資金不足・剰余）額の合計は46億7,345万3千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3ヵ年の平均値である。実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

実 質 公 債 費 比 率

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元利償還金 ①	2,379,075	2,477,880	2,344,116	2,266,306
準元利償還金 ②	590,101	614,149	547,853	626,556
公営企業会計に要する地方債の償還に対する繰入金	590,101	614,149	547,853	626,556
一部事務組合等に要する地方債の償還に対する繰入金	0	0	0	0
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	0	0	0	0
一時借入金の利子	0	0	0	0
特定財源 ③	83,415	81,951	64,081	60,618
国や県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	16,191	25,725	8,135	39,360
公営住宅使用料	14,398	0	0	0
その他	52,826	56,226	55,946	21,258
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,898,089	1,920,960	1,960,516	1,964,966
標準財政規模 ⑤	9,457,133	9,960,290	9,824,033	9,887,152
実質公債費比率(単年度) (①+②-③-④) / (⑤-④)	13.06610	13.54737	11.03033	10.94746
実質公債費比率(3ヵ年平均)	13.5	13.3	12.5	11.8

(注) 元利償還金は、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いた一般会計等に係る公債費である。

令和5年度における単年度の実質公債費比率は10.94746で、前年度に比べて0.08287ポイント下降(改善)している。これは主に、元利償還金の減少によるものである。

また、単年度の実質公債費比率の下降(改善)と共に、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年平均の実質公債費比率は11.8%となり、前年と比べ0.7ポイント下降(改善)している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等に区分される会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率で、将来、本市の財政を圧迫する程度を示すものである。将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

将来負担比率

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	増 減
将 来 負 担 額	地方債の現在高	20,905,962	21,763,700	△ 857,738
	債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
	公営企業債等繰入見込額	3,665,093	3,985,593	△ 320,500
	組合負担等見込額	178,130	186,584	△ 8,454
	退職手当負担見込額	2,036,684	2,097,139	△ 60,455
	設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
	土地開発公社	0	0	0
	第三セクター等	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合 計 ①	26,785,869	28,033,016	△ 1,247,147	
充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金	9,992,536	9,180,283	812,253
	充当可能特定歳入	593,503	657,966	△ 64,463
	うち都市計画税	0	0	0
	基準財政需要額算入見込額	18,228,894	18,309,949	△ 81,055
合 計 ②	28,814,933	28,148,198	666,735	
標 準 財 政 規 模 ③	9,887,152	9,824,033	63,119	
算入公債費等の額 ④	1,964,966	1,960,516	4,450	
将来負担比率 = (① - ②) / (③ - ④)	—	—	—	

将来負担比率は、将来負担額 267 億 8,586 万 9 千円から充当可能財源等 288 億 1,493 万 3 千円を控除した額が分子となり計算されるが、分子がマイナスとなったため、将来負担比率は発生しなくなった。

① 将来負担額について

将来負担額は、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額などの合計額であるが、前年度と比べ12億4,714万7千円減少している。

② 充当可能財源等について

充当可能財源等は、将来負担額に充てることのできる財源で、地方債の償還等に充当可能である基金、充当可能特定歳入及び基準財政需要額算入見込額の合計であるが、前年度と比べ6億6,673万5千円増加している。

結果、将来負担比率は、昨年度に比べ、将来負担額が大きく減少し、充当可能財源等が将来負担額よりも大きくなったことから比率が発生しなく（改善）なった。

2 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計に区分される会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものである。令和5年度決算に基づき算定した資金不足比率において、資金不足額が生じ資金不足比率が算定される会計はなかった。

む す び

以上が令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査の概要である。

健全化判断比率については4指標すべてにおいて早期健全化基準をクリアする結果となっている。

実質赤字比率は昨年度△15.65%から、今年度△13.40%と2.25ポイント悪化、また連結実質赤字比率においては、昨年度△52.26%から、今年度△47.26%と5.00ポイント悪化しているが、いずれも赤字は発生していない。実質公債費比率は早期健全化基準の25.0%に対して11.8%と昨年の12.5%より0.7ポイント改善している。将来負担比率については、昨年度に引き続き比率が発生しておらず、特に指摘する事項はない。

資金不足比率についても対象となる4会計において、いずれも資金不足は生じておらず、特に指摘する事項はない。